

提出書類チェックリスト

1. 提出書類

<input type="checkbox"/>	①特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・1筆ごとに作成してください。 ・所有権者が複数いる場合は、代表者名で申請してください。 ・申請者も「2. 農地等利害関係人の同意」欄にご記入ください。 ・農地等利害関係人全員の同意が必要です。 ・農地等利害関係人は、生産緑地について所有権、地上権、賃借権、永小作権、抵当権等を有する方になります。 ※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって大蔵省等が抵当権者となっている場合は、取扱庁(税務署名)を記入ください。 ※関西電力㈱の地役権は記載不要です。 ・実印漏れがないようご注意ください。
<input type="checkbox"/>	②土地登記事項証明書 (全部事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・1筆につき1部の提出が必要です。 ・3カ月以内に発行されたものを提出してください。
<input type="checkbox"/>	③公図の写し (②の地番が記載されたもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・1部の提出が必要です。 ※複数の筆について同意する場合、1枚の公図に全ての地番が記載されていれば1部で結構です。 ・3カ月以内に発行されたものを提出してください。 ・当該地の区域を着色してください。
<input type="checkbox"/>	④印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・①に押印した農地等利害関係人全員分が必要です。 ・3カ月以内に発行されたものを提出してください。 ・土地登記事項証明書の住所と同じか確認してください。 ・複数の筆に対して1部で可能です。
<input type="checkbox"/>	⑤現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・①の提出日以前1ヶ月以内の撮影のものを提出してください。
<input type="checkbox"/>	⑥地積測量図	<ul style="list-style-type: none"> ※生産緑地の一部を特定生産緑地に指定する場合のみ必要です。 ・3カ月以内に発行されたものを提出してください。
<input type="checkbox"/>	⑦委任状	<ul style="list-style-type: none"> ※手続きを委任する場合のみ必要です。

※生産緑地の状況により、その他追加書類が必要となる場合があります。

2. 受付期限

生産緑地指定日	受付期限
平成7年12月15日	令和6年12月2日から令和7年2月28日まで

3. 提出先

宝塚市役所 3階 都市計画課

(受付時間 9:30～12:00 13:30～17:00 ※土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)

※都市計画課に来られる際は、混雑防止のため、事前に電話予約が必要です。11月18日から電話受付

連絡先:0797-77-2123 都市計画課 特定生産緑地担当